その結果、２会社が事業主体となって、需要家主導太陽光発電導入促進事業費、地域経済産業活性化対策費補助金等を受けて実施した事業に係る国庫補助金5,437,649円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

⑴　補助対象事業費を過大に精算していたもの

１件　不当と認める国庫補助金　3,437,681円

⑵　補助事業により取得した財産を無断で処分していたもの

１件　不当と認める国庫補助金　1,999,968円

また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

（１）　補助対象事業費を過大に精算していたもの

１件　不当と認める国庫補助金　3,437,681円

需要家主導太陽光発電導入促進事業費等の交付を受けて実施した事業において、補助対象事業費を過大に精算していたもの　（１件　不当と認める国庫補助金　3,437,681円）

	部局等	補助事業者（所在地）	間接補助事業者（所在地）	補助事業等	年度	事業費（補助対象事業費）	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める補助対象事業費	不当と認める国庫補助金相当額
						千円	千円	千円	千円
(125)	資源エネルギー庁	一般社団法人太陽光発電協会（東京都港区）	日本BSL株式会社（千葉県八千代市）〈事業主体〉	需要家主導太陽光発電導入促進事業費等	5、6	1,790,020 (1,790,020)	895,010	6,875	3,437

この補助金は、「需要家主導太陽光発電導入促進事業費交付要綱」(20211129財資第１号)等に基づき、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築を図ることを目的として、一般社団法人太陽光発電協会(以下「協会」という。)に対して交付するものである。補助金の交付を受けた協会は、再生可能エネルギー電気を活用する需要家の電気の需要を満たすための太陽光発電設備等を導入する事業(以下「支援事業」という。)を実施する者(以下「間接補助事業者」という。)に対して、これに要する経費の一部を補助している(以下、協会が間接補助事業者に対して交付する補助金を「協会補助金」という。)。

協会が定めた交付規程によれば、協会は、支援事業の実施に必要な経費のうち協会補助金の交付の対象として協会が認める経費(以下「補助対象事業費」という。)について、予算の範囲内で協会補助金を交付することとされている。補助対象事業費は、設備購入費、接続費等に区分され、このうち、接続費は、一般送配電事業者の有する電力系統への連系(以下、これに係る工事を「系統連系工事」という。)に必要な系統設備等に対する工事費負担金とされている。そして、協会は、間接補助事業者から補助対象事業費の実績額等を記載した実績報告書の提出を受けて審査等を行い、協会補助金の額を確定することとされている。

また、経済産業省が補助事業における経理処理等の基本的事項を定めて補助事業者及び間接補助事業者に対して周知している補助事業事務処理マニュアルによれば、補助金の経理処理について、補助事業の実施者が実際に事業に要した経費を支払うこととされている。

電気事業法(昭和39年法律第170号)に基づき一般送配電事業者が定めた託送供給等約款によると、系統連系工事に係る費用については、発電契約者(注)が工事費負担金として負担すること、一般送配電事業者は、発電契約者から工事費負担金を受領した後に系統連系工事に着手すること、一般送配電事業者

は、系統連系工事の完了後に工事費負担金を精算することなどとなっている。支援事業において、精算により確定した工事費負担金の額が、系統連系工事の着手前に間接補助事業者である発電契約者が支払った工事費負担金の額を下回った場合には、その差額が間接補助事業者に払い戻されることになることから、払い戻される工事費負担金の額について、間接補助事業者は負担していないことになる。

（注）　発電契約者　　託送供給等約款に基づき、一般送配電事業者と発電量調整供給契約を締結し、発電した電気を一般送配電事業者の送配電設備を介して供給する者

間接補助事業者である事業主体は、令和6年3月及び7年3月に、支援事業が完了したとして、一般送配電事業者に支払った工事費負担金計41,485,490円を含めた補助対象事業費の実績額を計1,790,020,093円とする実績報告書を協会に提出し、協会補助金計895,010,045円（国庫補助金相当額同額）の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、支援事業完了前に一般送配電事業者から工事費負担金の払戻しに係る通知を受けていて、工事費負担金が払い戻されることになるにもかかわらず、実際には負担していない工事費負担金計6,875,359円を補助対象事業費に含めていた。

したがって、事業主体が実際には負担していない工事費負担金を控除して適正な補助対象事業費を算定すると計1,783,144,734円となることから、前記の補助対象事業費1,790,020,093円との差額6,875,359円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金相当額計3,437,681円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において工事費負担金の払戻しがある場合に、これを補助対象事業費から控除することに対する理解が十分でなかったこと、協会において補助金の額の確定時における審査が十分でなかったことなどによると認められる。

（2）　補助事業により取得した財産を無断で処分していたもの

1件　不当と認める国庫補助金　1,999,968円

地域経済産業活性化対策費補助金の交付を受けて実施した事業により取得した設備を無断で譲渡していたもの　　（1件　不当と認める国庫補助金　1,999,968円）

	部局等	補助事業者（所在地）	間接補助事業者（所在地）	補助事業等	年度	事業費（補助対象事業費）	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める補助対象事業費	不当と認める国庫補助金相当額
						千円	千円	千円	千円
(126)	経済産業本省	福島県	株式会社眞永（東京都足立区）〈事業主体〉	地域経済産業活性化対策費補助金	2	7,133 (6,394)	4,263	3,000	1,999

この補助金は、原子力災害の被災地域における働く場等のまち機能を早期に回復し、原子力被災事業者によるなりわいの再建等を後押しすることを目的として、地域経済産業活性化対策費補助金（原子力災害被災地域における創業等支援事業（創業促進・企業誘致に向けた設備投資等支援事業））交付要綱（20161024財福第3号）に基づき、福島県（以下「県」という。）に対して交付するものである。補助金の交付を受けた県は、原子力災害により甚大な被害を受けた12市町村(注)内において創業等を行う民間団体等に対して、事業に要する経費の一部を補助している。

（注）　12市町村　　田村、南相馬両市、伊達郡川俣、双葉郡広野、楢葉、富岡、大熊、双葉、浪江各町、双葉郡川内、葛尾、相馬郡飯舘各村